

## バンコク気候会議ハイライト

2012年8月31日 金曜日

午前中、AWG-LCAの下では多様な手法の枠組みに関する会合期間中ワークショップが開催された。ADPの下では、野心に関するワークストリーム2のラウンドテーブル会議が開催された。午後、AWG-LCAでは、新しい市場ベースメカニズム (NMM)に関する会合期間中ワークショップが開催され、ADPのビジョンに関するADPワークストリーム1 ラウンドテーブル会議も木曜日に続き開催された。午前中と午後、AWG-KPおよびAWG-LCAの多数のコンタクトグループ会合や非公式協議が行われた。

### AWG-LCA

**会合期間中ワークショップ：多様な手法の枠組み：**Alexa Kleysteuber (チリ) が、このワークショップの議長を務めた。UNFCCC事務局のNiclas Svenningsenは、最近のワークショップでのプレゼンテーションや議論内容、決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業成果)のパラグラフ79-86に従い締約国が提出した文書を基に作成したテクニカルペーパー(FCCC/TP/2012/4)のプレゼンテーションを行った。

**パネル1：基本原則とその関係：**グレナダのHugh Sealyは、この枠組みについて、AOSISは次の項目を期待すると説明した： UNFCCCと他の手法との関係、そして市場アプローチと非市場アプローチの関係を定義づける；実際の緩和便益をもたらす；各国が条約の下での義務を逃れることがないようにする。

ニュージーランドのMatt Patersonは、この枠組みは「手法の図書館」、あるいは努力協調のためのフォーラムになりうるとし、既存のUNFCCCの措置と競合するあるいは重複することはないと述べた。同代表は、既に各国が採用したあるいは採用する可能性があるスキームについて、情報を提供し、事例を示すよう各国に求めることを提案した。

環境防衛基金 (Environmental Defense Fund) のAlex Hanafiは、この枠組みが国内・国内小地域の管轄区域に対して国際的な排出取引に指針を与えられるとし、環境の十全性、市場の健全性を確保するには透明性が重要な要素になると強調した。同代表は、この枠組みは緩和努力への広範な参加を奨めることができるが、野心が低レベルとなるリスクがあると述べた。同代表は、調和させたMRV (測定・報告・検証) システムを持つことを条件に、締約国にGCF (グリーン気候基金) へのアクセス権を与えることを提案した。

Sealyは、補足性や利益の共有の原則が枠組みの一部になるかどうか質問し、非市場メカニズムの可能性を無視することに対し警告した。

**パネル2：枠組みの運用開始ツール：**このパネルでは次のことが議論された：枠組みの機能発揮に必要な主要要素およびこれら要素を運用開始する実際的なオプション；活動の環境十全性確保；活動の承認または却下に適用すべきプロセスもしくはモデル、中央集権的であるべきか、それとも国家主導で管理されるべきか。

日本のYuji Mizunoは、COPによる基本原則や報告システムの確立を主張し、次の点を強調した：明確に定義された適格性基準；国情に配慮し、過剰な負担とならない、実施可能なモニタリングシステム；透明性の確保；実施締約国による標準の作成。

エクアドルのTarsicio Granizoは、自国の正味排出回避メカニズムについて説明し、このメカニズムでは排出量を増加する活動は補償と引き換えに削減または停止されると述べた。同代表は、市場メカニズム、非市場メカニズムの両方について、一貫性があり、協調し、透明性のある枠組みを強調し、相互交換性よりも環境実績を優先すべきと述べた。同代表は、環境十全性を確保するため、共通合意のできた厳格な基準の遵守と報告および登録のメカニズムを提案した。モデルまたはプロセスについて、同代表は特に、確固とした組織構造、国レベルの参加、運営委員会、執行理事会、指定国家当局を提案した。

OECDのAndrew Pragは、統一フォーマットでユニットの動きを追跡、報告し、登録簿を用い、会計規則を確保するよう主張した。同代表は、多様なレベルでの国際的な精査や統治が可能であるとし、次のものを挙げた：UNFCCCは直接関与しない；UNFCCC組織による承認メカニズム；またはCDM手法と同様、発行手順に直接関与する。同代表は、他のオプションを求めない国の場合、CDMモデルが継続しているとし、ユニットが一般に流通することの重要性を説いた。

その後の議論において、特に次の関係問題が提起された：共通算定規則や環境十全性確保のための規則；ユニットの二重計算回避を目的とする報告制度の強化；二重計算を防ぐ方法および誰が防ぐか；条約の義務遵守のため二国間でのオフセットを行う国；ビジネスが別なオフセットメカニズムではなく、条約内で続行してもらうための協調手法の重要性。

**会合期間中ワークショップ：新しい市場ベースメカニズム：**このワークショップではAlexa Kleysteuber (チリ)が議長を務めた。事務局は、多様な手法に関するテクニカルペーパーを提出した、これには次のものが含まれる：先進国および途上国で異なる国情を念頭に、緩和行動の費用効果を高め、緩和行動を推進するために市場を用いる機会(FCCC/TP/2012/4)。

**範囲と参加:** 参加者に投げかけられた問題は、NMMの下で適格となりうる活動の定義づけのオプション、そのような活動のホスト国となりその成果から利益を得るための条件とは何かということであった。

NMMとCDMの比較について、EUのArtur Runge-Metzgerは、NMMの場合、途上国政府が国レベルの政策立案を通して、排出削減に向けたインセンティブ策定に、積極的に参加することを意味すると述べた。同代表は、CDMからNMM手法に移行する締約国は二重計算を避けるため移行フェーズを実施する必要があると述べた。

エクアドルのCarola Borjaは、正味排出回避メカニズムに関する自国の提案を提出した。同代表は、活動のホスト国となる必要な条件の中に、当該締約国は緩和行動もしくは条約の下での約束を公式に宣言する必要性を入れるよう提案した。

NMMにおけるUNFCCCの役割に関し、持続可能な開発のための世界経済人会議のDavid Honeは、選ばれた措置を実施する国を奨励し支援すべきだと述べた。同代表は、UNFCCCは京都議定書が行っているのと同様に炭素排出量に対する市場の需要を喚起すべきだと付け加えた。同代表は、炭素の価格化は民間投資を再度そちらへ向けさせるカギになるとし、これはキャップアンドトレードシステムおよびプロジェクトベースのメカニズムで可能であろうと述べた。

その後の議論で、参加者は特に次の点を取りあげた：関連する活動実施における各国の主権；環境十全性を確保する方法、二重計算を回避する方法；NMMを実施できる方法。

**算定およびユニットのトラッキング:** 多様な手法枠組みの下での市場手法のガバナンスに関し、OECDのAndrew Pragは、排出量および目標に関する共通算定規則で合意することの重要性を強調した。同代表は、NMMの概要がまだ明確になっていないことを認め、有効なベースラインを決定することが、NMMのガバナンスのきわめて重要な一歩であるとし、特定の国の国情や政策に対応するため広範なベースラインが有用であるが、これは国際的なレビューの対象となると述べた。

南アフリカのMandy Rambharosは、国内のクレジットを国際的に認められるクレジットに変換するためのメカニズムを開発する必要があると強調し、これには次のものが含まれると述べた：部門別の適格性；手法論の変換；国際市場参加の最低限の基準についてのガイドライン。同代表は、国際ユニットを追跡する中央集約型方式を提案し、ICAおよびIARなどの既存の組織を利用する可能性があるとして述べた。

ノルウェーのSveinung Kvaloは、一つの登録簿で国際クレジットの発行や取引の追跡をし、UNFCCCの検証を受ける中央集約型のユニット追跡システムを要請した。同代表は、次の項目の必要性を強調した：ICA

や IARで提供可能なプロセスよりも、詳細かつ厳格なMRVプロセス；全ての参加国に対し事前に明確な規則を設定した共通ユニット算定枠組み；環境十全性を確保するための保守的なベースラインの確立。

その後の議論で、参加者は次の項目などを議論した：多様な手法の枠組みに関するワークストリームとNMMに関するワークストリーム間の重複。

**コンタクトグループ：資金：**午前中と午後、資金に関する議論が行われた。締約国は、「緩和、適応、技術協力に関する行動を支援するための資金源および投資の供与に関する強化された行動」の非公式覚書を検討し、次の項目に関する疑問点、および枠組み要素に焦点を当てた：2012年-2020年の期間の資金供与；他の組織や金融機関とのリンク；MRV；早期開始資金；GCF；長期資金。COP 13以降の決定書および行動を図示するマトリックス表も提出された。AWG-LCA議長のTayebは、締約国に対し、資金に関する決定書草案が必要かどうか検討するよう求めた。

多様な意見が表明され、先進国はカンクンとダーバンでの決定書を指摘し、AWG-LCAは既に重要な成果を挙げており、資金の議論を続ける別なアレンジが既に設定されていると主張した。数カ国の先進国は、AWG-LCAは中期の資金を議論するにふさわしい場ではないと述べた。途上国は、ドーハでの資金に関する決定を想起して、中期資金でのギャップに懸念を表明し、資金援助のMRVおよびその規定の透明性向上を図る必要があると指摘した。

**非公式協議：途上国の緩和：**進行役のGary Theseira (マレーシア)は、議事進行のための2つのツールを提出した：COP 13以降、途上国締約国がNAMAsに関し行ってきた作業の「鳥瞰図 (bird's eye view)」を示すマトリックス表；枠組み要素、締約国から連絡してきたNAMAsの要素、NAMAsの作成および実施支援の要素を記載する非公式覚書。

米国、ニュージーランド、ノルウェー、カナダ、EU、オーストラリア、スイス、AOSISの立場で発言したマーシャル諸島は、途上国締約国の緩和プレッジの明確化を続けることがこのグループのマネートであり、これは、信頼と確信を築き、今後の進め方について実際的な解決策を明らかにするためには、極めて重要なことであると強調した。これら諸国は、プレッジをまだ提出していない締約国に対し、提出するよう奨め、既に提出された行動の組織的などりまとめを求めた。

中国、ブラジル、南アフリカは、途上国への支援に対するMRVの問題では更なる審議が必要だと強調した。EUはこれに反対し、この問題は別なところで検討されているとし、作業の重複を避けるよう求めた。中国は、関連するNAMAの情報が（国別）登録簿の中に集められていると指摘した。マリは、地域のワークショップを通じた支援、およびCOP 18向けのNAMAs作成および実施に関する手引書を求めた。

**先進国 緩和：**進行役のAndrej Kranjc (スロベニア)は、バリ以降の決定を反映したマトリックス表と非公式覚書を提出した。多数の先進締約国が、プレッジの明確化やIARなどの分野で進展があったことを強調したが、多数の開発途上締約国は、特に次の点で失望したと強調した：具体的な成果の欠如；先進国の現在の約束の野心レベルの低さ；努力の比較可能性におけるギャップ。ノルウェーは、オーストラリアとEUの支持を受け、全ての締約国に対する共通算定規則を提案したが、ブラジル、中国、インド、ケニアは反対した。

#### AWG-KP

**非公式協議：第2約束期間：**締約国は、2つの約束期間の間のギャップに対応するオプションおよび手法を検討した、この中には次のものが含まれた：通常の批准；暫定的な適用；ユニラテラルな宣言；CMP決定書。数カ国の締約国は、これらの手法は相互に支え合うものであり、排除しあうものではないと強調した。締約国は、CMP決定書が法的拘束力を持たないことへの懸念を表明したが、他のものは、暫定的な適用に伴う困難や時間の必要性を指摘した。一部の締約国は、暫定的適用を欠くことは国際的な法的拘束力がなく、ギャップの法的な影響結果に対応しないと強調した。一部の締約国は、CMP決定書はギャップが避けられない場合でも京都メカニズムの「スムーズな転回」を可能にできると述べた。他のものは、京都議定書には第2約束期間とは独立して存在する規定が含まれていると強調した。

#### ADP

**ラウンドテーブル：野心：**ADP共同議長のDovlandは、参加者に対し、緩和のギャップ、および野心レベル引き上げのオプションおよび方法について議論するよう求めた。Socorro Flores (メキシコ)は、2012年5月、ドイツのボンで開催された、決定書 1/CP.17 (ADPの設立) パラグラフ8に基づく野心レベル引き上げに関するワークショップの報告書を提出した (FCCC/ADP/2012/INF.1)。

AOSISは、ADPでは、野心ワークストリームを優先すべきと強調した。同代表は、先進国の約束および途上国のNAMAsをより野心的なものにするため、各国の国内行動を可能にする国際的な政策や措置に焦点を当てることを提案した。同代表は、通常のハイレベル会合で野心について議論することを提案した。

LDCsは、ADPの下で意味のある成果を挙げるには、2020年までの期間の野心を引き上げることが不可欠であると強調した。同代表は、ドーハの前の閣僚会議開催を支持し、先進国に対し、次のことを求めた：プレッジの条件を排除する；プレッジを法的拘束力のあるQELROsおよび比較可能な約束に転換する。同代表は、途上国に対し、NAMAsの提出を奨め、LDCsは既に提出していると指摘した。

EUは、先進工業国は野心的な国内行動をとり気候変動で指導的な立場をとるべきであるとし、途上国に対し、特にカンクンやダーバンで設立された多数の制度を利用してNAMAsを提出するよう奨めた。同代表は、

締約国が今年中に現在ある目標やプレッジを引き上げる可能性は少ないことを強調し、ドーハ会議の前のハイレベル会合開催を支持し、この会合では、次の問題に焦点を当てることを支持した；HFCs、バンカー燃料、REDD+、化石燃料補助金、民間部門の資金供与。

インドは、ダーバン会合ではAWG-LCAとAWG-KPの作業完了に関するものなどで、「微妙なバランス」が取られたことを想起した。同代表は、「気候の名前の下で」各国がユニラテラルな措置をとことに警告した。

コスタリカは、チリ、コロンビア、ペルーの立場も代表して発言し、UNFCCCに対し、他の多国間組織、特に ICAOとIMOの更なる参画を得るよう推奨した。同代表は、途上国に対しNAMAsの提出を奨め、「損のない (no-lose)」機会だと指摘した。

南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、「約束なしの野心はない」と強調し、ADPの下での野心についての作業が京都議定書の下での約束に代わるものではなく、AWG-LCAでの緩和の交渉に代わるわけでもないことを強調した。同代表は、「10年後に締約国がどこにいるか」を予想しようとする「水晶玉」手法よりも、歴史的な手法に基づく作業を希望した。同代表は、ギャップをなくす方法に焦点を当て、緩和、適応、そして途上国の貢献を支援するための実施方法などを議論するよう提案した。

米国は、「一般的なギャップ (a generic gap)」の存在を認め、気温の目標は前進のための「ビジョン」であるが、2°Cに至る経路は多数あると述べた。同代表は、野心で前進する多様な方法を示した、この中には次のものが含まれた：プレッジを提出していない国によるプレッジの提出、行動できるにもかかわらず行動しない選択をした国があると強調した；自主行動にを通じた既存のプレッジにおいて、努力の枠づけを行う。

アフリカグループは、他の多国間組織での活動による排出削減努力も条約の下で認めるべきだと述べた。米国は、二国間イニシアティブなどプロセスの外での活動による野心の引き上げも推進されるべきだが、UNFCCCの下での認証や承認を受けるために提出する必要はないと述べた。アフリカグループは、同グループの提案は説明責任や透明性を指すものであり、他のイニシアティブに要求を出す意図はないと明言した。EUは、条約の外で行われる行動に透明性を与えるUNFCCCの役割を強調した。

**ラウンドテーブル会議：ADPのビジョン**：共同議長のDovlandが議長を務める議事が木曜日から続いている。エクアドルは、人権面からみた気候変動の影響を議論するよう求め、作業部会は提案作成のため2015年まで毎年2回会合することを提案した。

ロシアは、現在の現実を無視する過度に範囲を絞った手法に警告した。同代表は、普遍性を支持し、各国に対しそれぞれの緩和プレッジを公表するよう求めた。同代表は、ADPロードマップは手順上の必要な条件を満たすだけでなく、関連問題の議論も可能にするはずだと述べた。

チリは、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、パナマの立場も代表して発言し、緩和と適応の両方に対応する実施方法を求めた。同代表は、特定の適応および緩和問題での CBDRの議論を支持し、この議論は、合意されたワークストリームに相当する2つのラウンドテーブルで行い、第3のラウンドテーブルで別な議論をしないよう提案した。

米国は、合意はだれにも価値のあるものであるべきで、そうでない場合は、プロセスに参加するインセンティブがないことになると述べた。同代表は、各国の国情や能力に則った柔軟でダイナミック、透明性のあるプロセスを強調した。次のステップについて、同代表は、特にラウンドテーブルと今後出てくる可能性がある技術問題のワークショップという現在の方式の継続を提案した。同代表は、文書を作成する前に、問題について熟慮し、可能なオプションを探るよう提案した。

オーストラリアは、次のような「気候に効果のある」合意を支持した：全てのものに適用される；各国の能力が向上し、信頼が高まるにつれ野心を高めることができるよう、時間がたつにつれ進化できる；各国が行動をとるようインセンティブを提供する。同代表は、条約の原則は永続的であると同時にダイナミックなものでもあり、新しい合意の下での「行動できる差異化」を強調した。

ノルウェーは、新しい合意は次のようなものであるべきだと述べた：効果があり、公平で、現実的、柔軟で、科学に基づくものであり、それぞれの責任および能力に相応する緩和約束を含める。同代表は、法的拘束力があり、規則に基づく、多国間体制で、「ダイナミックな差異化」に対応するものを心に描いた。

パキстанは、一連の目的や根幹の原則、その適用、さらにそこから学んだ教訓について明確にする必要があると述べた。同代表は、全ての締約国への適用可能性がCBDRを無効にしたり、衡平性の考えを打ち消したりすることがあってはならないと強調した。同代表は次の点を強調した：状況がどれだけ変化したかについての共通の理解の欠如；現在の差異化のある構造の保持；効果のある遵守メカニズム。同代表は、ワークショップや、研究、専門家パネルでこれらの要素を議論するよう提案した。

インドは、衡平性、CBDR、歴史的な責任に基づく差異化を求めた。同代表は、ポスト2020年のアレンジには、環境に優しい技術の移転を確保する「執行体制」において、先進国が途上国に提供する支援の量的な形、特定できる形のものを含めるよう提案した。同代表は、ADPは、IPCC、2013-2015年のレビュー、他のAWGsのものも含め新しい要素を考慮するだけの柔軟性を持つべきだと述べた。

LDCsは、新しい議定書、ならびに遵守や透明性を確保する確固としたMRVを求めた。アフリカグループは、将来の法的な成果は、条約に反映される約束の更なる明確化であるべきだとし、具体的には、途上国への資金提供の約束、負担の適切な分担、運用ツールやメカニズムを含めること、全ての資金源の受け入れである。

### 廊下にて

第2日目、3つの作業部会全てが佳境を迎える中、AWG-LCAグループの参加者は、作業を奨める新たなツールを得た、この中には、新しく作成されたマトリックスやバリ以降の進展を示す非公式覚書、どのような追加作業が必要かを示す非公式覚書が含まれる。「これはいい考えだ、実際に全てのものを明確に示しており、自分たちがどこにあるかがわかる。」と一人の参加者は述べた。

他方、ADPラウンドテーブルの議論では、UNFCCCで大事に奉じられてきた原則を今後も適用させるべく途上国が取り組んだ。あるベテラン交渉担当者は、先進国と途上国の「悪名高きファイウォール」を終わらせるよう求めた。両AWGsを終わらせるには、ドーハマまでに多くの課題を達成しなければならず、多数のものが、ADPが将来の気候体制に向けて、真の前進あるいはギャップの橋渡しを可能にするのではなく、新しい「未解決問題の捨て場」にならないかと恐れた。

GISPRI仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.